

東京都片瀬学園

I 施設概要

所在地	神奈川県藤沢市片瀬4-9-38
-----	-----------------

	事業種別		定員
指定管理事業	第1種社会福祉事業	児童養護施設	48人

II 令和7年度の運営方針

組織方針「子ども本位の支援」を徹底し、児童一人一人の意思や個性を大切にしながら、児童が安定的で安心した生活を送る中で、年齢、発達に応じた自律の心、将来への自立の意欲や生活力を身につけ、高められるよう支援していく。

そして、家庭も含めた児童一人一人の福祉ニーズに対して丁寧に向き合い、子どもの権利保障を念頭に置いて全職員が各々の専門性を発揮し、連携、協力しながら職務に取り組んでいく。

1 児童一人一人の状況に応じた専門的支援の充実・強化

被虐待等の様々な事情により、心理的・精神的・医療的ケアを要する児童や長期間にわたり社会的養護のもとで育ってきた児童の入所が依然として多い。このようなニーズに対し、家庭的な生活環境のもとで、児童たちの情緒の安定を図り、安心できる生活を送れるようにするとともに、一人一人の状況を的確に把握した上で、専門的な支援、個々の児童に応じた自立に向けた支援の強化・徹底を図る。

2 地域社会への貢献

地域の中で施設の役割を果たしつつ、地域活動に積極的に参加するなど地域社会への貢献に努め、学校・地域の方々との情報交換・相互交流を通じた緊密な連携と協力関係の維持・強化を推進する。

3 計画的・効果的施設運営の徹底

- (1) ボランティア・NPO法人等多様な主体からの施設に対する理解と協力を得ることで、様々なサービスを活用し、児童たちの生活体験機会の充実を図る。
- (2) 限られた人材・予算の中で、増大・多様化する業務に対応していくため、計画的・効果的な職務遂行とともに現場からの発想を生かし、従前までの取組・方法にとらわれない改善・工夫に努める。

Ⅲ 実施計画

令和7年3月1日現在、虐待を理由とする入所児童が全体の9割を超えるとともに、愛着障害・発達障害を有するなど、医療的・心理的ケアを必要とする児童が多く在籍している。

こうした状況を踏まえ、令和7年度は、児童が安心して生活できる環境づくりに十分配慮する。また、寮の職員体制が4名になったことから、児童の着実な自立や適切な進路選択に向け、園全体でより丁寧に各児童を支援していくこととし、以下の事項に取り組む。

1 児童・利用者の権利擁護及び最善のサービスの提供

(1) アクション① 児童・利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供

ア 児童の意見表明の支援

児童同士の話し合いを定例的に実施し、児童一人一人が意見を表明し他児童の意見を聴く中で、互いを尊重し合う気持ちを育てていく。

また、児童たちが主体となって運営する児童自治会では、意見交換をしながら生活上の課題について自主的な解決策を考えられる力や、年間行事の内容等に関わっていく力を身に付けられるよう支援する。

イ 自立支援計画の策定

自立支援計画は、入所前の児童の状況を踏まえ、児童、保護者、関係機関の意向や状況を的確に把握した上で自立支援会議にて決定する。

ウ 福祉サービス第三者評価の活用

令和6年度の受審においても全ての項目で標準項目を満たしているとの評価を得た。

(ア) 令和6年度評価結果における「特に良いと思う点」

- ① 学校訪問や施設見学会の実施、実習生への積極的な働きかけなどで人材確保に取り組み、成果を上げている
- ② 学園祭「しおかぜまつり」などの園の行事に地域の人や卒園生・退園生に参加を呼びかけ子どもが職員以外の人と交流できる機会にしている
- ③ 年齢別の「生活力チェックシート」で生活状況の把握を行い、子どもの目標や意向を確認し、自立に向けた計画を立てている

(イ) 令和6年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- ① 子どもが悩みや不安について相談できるようにしているが思春期の子どもに対する効果的な支援について探求するとよい

② 子どもが色々な人とかかわって相談したり話ができる機会として、苦情解決相談日の活用を呼びかける工夫をするとよい

③ 卒園生や保護者、就職を希望する人等にとって大切な情報となるので、継続的にスタッフブログの更新が行えるよう体制を整えるとよい

(ウ) 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

① 地域の産婦人科クリニックが行っているユースクリニック（若者の性や身体の相談室）への参加を支援する等、思春期児童への効果的な支援の拡大を継続する。

② 相談員の顔写真入りプリント配布等による周知のほか、寮で相談員が児童と食事をともにする機会の設定など、引続き相談しやすい環境整備を図る。

③ 広報委員会等の活動を通し、園行事やイベント等生活の様子がうかがえる情報を継続的に発信する。

令和7年度は、高く評価された点や過去の受審結果を踏まえ、利用者サービスを一層充実させていく。引き続き福祉サービス第三者評価を受審し、サービス向上に努めるとともに、評価項目における標準項目の達成率100%を目指す。

また、令和6年度の指摘事項については、改善計画を実行していく。

事項	(評価項目における標準項目の達成率)
第三者評価による改善	100%

エ 苦情解決制度の充実

定期的に第三者委員（苦情相談員）による苦情相談日（「なんでも相談」と案内）を設けるとともに、相談員が児童と食事をともにするなど、児童たちがより相談しやすい環境づくりに取り組み、制度運用の充実を図る。

また、児童の意見を把握する「なんでも意見箱」の周知を行い、より一層、児童の要望把握に努める。

第三者委員（人数・属性等）	相談実施回数
3人（弁護士、学識経験者）	12回

オ 利用者満足度調査の実施

利用者満足度調査を実施し、児童からの意見、要望、苦情を把握して、利用者サービスの向上を図る。特に、環境改善に係るような要望に関しては、着実に前進できるよう、職員間で工夫していく。

実施内容	実施時期
12月までにテーマを決定	1月

(2) アクション② 児童・利用者の自己実現と人生の可能性を広げる支援

ア リービングケアの充実

入所中から退所後まで、切れ目のない継続的な自立支援を行っていく。特に、進路選択については、入所中の早い段階から計画的に関係機関と連携して支援を行っていく。また、退所後支援についても、個々の状況を把握して適切な相談支援体制の構築を目指して実施していく。

(ア) 家族再統合

	計 画
親子宿泊	延 60泊 対象児童 5人
保護者との面会、外出	延 80回 対象児童 20人

(イ) 自立に向けた支援

	計 画
学習会等実施回数	延 80回 小学生対象
園内学習塾実施回数	1人当たり週2回 中学生対象
学習塾通塾児童	4人 対象児童 30人 (小学校5年生以上)
自活訓練等実施回数	1人あたり 10日 延 100日 対象児童 10人 (高校生)

(ウ) 児童の進路決定率

	計 画
進路決定率 (進路先内訳)	100% (高校3年生等 3人) (進路先内訳：専門学校、就職)

イ アフターケアの充実

専門職と寮職員が連携し、退所した児童の家庭・施設等への訪問、電話連絡、来所時の近況把握や助言等のアフターケアを計画的に実施し、退所児童に対する継続的な支援に努める。

また、卒園予定児童の自活訓練を計画的に実施するなど、在園中から自立に向けた取組を充実させる。

(ア) 退所児童のアフターケア

(対象児童：自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年)

	計 画
実施人数	40人 ／対象児童44人
対象児童のうち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童数	4人

(3) アクション③ 虐待防止の徹底

重大事故防止、及び支援の質の確保と向上のために、「重大事故ゼロ運動」を意識して、権利擁護（虐待防止等）の取組強化を図っていく。

具体的な取組として、職員倫理規程を定期的読み合わせ、このことについての意識醸成を図っていく。また、権利擁護委員会を年5回開催し、関係するチェックリストを活用し定期的な自己点検を行うほか、マルトリートメント防止研修、支援力向上に係る研修を実施していく。その上で支援技術の確保・向上、専門性の発揮、的確な自立支援計画の作成と効果的な関係会議の運営、利用者満足度調査等の取組の進行管理を行っていく。

児童に対しては、なんでも意見箱や苦情解決委員によるなんでも相談等の仕組みを分かりやすく周知するとともに、児童が相談しやすい環境整備を継続して行っていく。

管理者を含めた職員相互が日常的に意見交換できるような職場づくりに努め、職員の支援方法に係る共通認識を図り、適切な支援の提供に努める。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
権利擁護委員会	年5回	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な支援や施設内虐待の防止等に向けた取組 ・サービス向上に向けた取組
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	100% (全職員実施)	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修に加えて、事業団共通の虐待防止研修（e-ラーニング）も実施

(4) アクション④ リスク管理の推進

ア リスクマネジメントの徹底

事故防止委員会を年5回開催し、ヒヤリ・ハット事例の検証を定期的に行うとともに、園内の安全点検を随時実施することや、計画的に研修や講習会等を行い、事故発生の未然防止を図る。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
事故防止委員会	年5回	事故防止対策の計画立案及び検証
救急救命講習会	年1回	消防の協力を得て実施
自転車運転講習会	年1回	児童対象

イ 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

事業団「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティ対策基準」を遵守するとともに、「片瀬学園個人情報保護方針」に基づき、個人情報の適正な管理を徹底する。特に、児童に関する重要な個人情報については、事務手続きの履行を含めて、適正管理がなされているか、日常的に点検を行う機会をつくるとともに、適宜研修等を実施する。

ウ 災害、防犯対策の取組

近年多発している風水害や津波災害に備えて万一に対応できるよう、避難体制等の見直しを引き続き検討していく。また、地元自治体が策定している諸計画の改訂に合わせて事業継続計画（BCP）などの見直しを検討していく。

消火訓練や避難訓練を毎月実施するとともに、事業団事務局と連携した合同防災訓練や参集・炊き出し訓練を実施する。また、津波想定の高所避難訓練や夜間想定での避難訓練等を重点的に実施するとともに、地区防災訓練に参加し、地域との連携強化を図っていく。

防犯対策として、地域の町内会と連携し、不審者対策等地域ぐるみの防犯の取組を進めるとともに、園内の施設確認や不審者対応等について周知徹底を図る。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
防災訓練	年12回	津波避難訓練、夜間避難訓練の実施
防災対策委員会	年2回	運営会議内で実施。防災計画検討

エ 感染症対策の徹底

インフルエンザやノロウイルス等食中毒などの感染症対策については、児童の体調を適切に管理していくとともに、室内の消毒、換気、手洗いといった基本的な感染症予防をしっかりと行っていく。併せて職員の感染予防の意識を高め、ウイルスを持ち込まないように全職員で業務外でも感染予防を徹底する。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
感染症予防研修	年2回	職員対象

2 東京の福祉のセーフティネットの役割を担う

(1) アクション① 特別な支援が必要な児童や利用者を可能な限り受け入れて、専門

的支援を提供

ア 特別な支援が必要な児童の受入れ

都外施設であることを踏まえ、保護者との物理的な距離を置く必要がある被虐待児や、発達障害児、高齢児など、特別な支援が必要な児童の受入れを積極的に進め、心理的ケアや様々な支援プログラムの活用など専門的支援の更なる充実を図っていく。

<参考 令和7年3月1日現在>

中学生・高校生の人数（割合）	全35人中19人 54.3%
定期的に通院する児童の人数（割合）	全35人中27人 77.1%

<参考 令和6年6月1日現在>

服薬管理が必要な児童の人数（割合）	全30人中17人 56.7%
-------------------	----------------

イ 専門的な支援の充実

(ア) 児童の状況に応じた自立支援計画の策定

自立支援計画は、入所前の児童の状況を踏まえ、児童、保護者、関係機関の意向や状況を的確に把握した上で自立支援会議にて決定する。

(イ) 個々の児童に即した医療的・心理的ケアの実施

被虐待児や発達障害児、高齢児が増加する中、自立支援計画に基づき、児童相談所、学校等と連携しながら必要な児童に医療的・心理的ケアを提供することで、支援の充実を図っていく。

(ウ) 児童の判断力習得に向けた自立支援の充実

児童同士の話し合いを定例的に実施し、児童一人一人が意見を表明し他児童の意見を聴く中で、互いを尊重し合う気持ちを育てていく。

また、児童が主体となって運営する児童自治会では、意見交換をしながら生活上の課題、解決策を自主的に考えられる力や、年間行事の内容等に関わっていく力を身に付けられるよう支援する。

(エ) 新規入所児童に対する丁寧なアセスメントと計画的支援の徹底

入所後の支援の方向を明確にするため、新規入所児童のアセスメントを丁寧に行う。入所前後の児童に係る情報共有、入所後の観察等を綿密に行い、その状況を踏まえた上で自立支援計画を策定する。

* 心理職員による児童へのケア

() は心理的ケアを必要とする児童の割合 (令和7年3月1日現在)

個別面接	延 382人 (全35中31人、88.6%)	個別セラピー等の実施
------	---------------------------	------------

ウ 家庭的な寮運営

(ア) 家庭的な生活体験の充実

一人一人の児童と個別対応する時間をつくるよう心がけるとともに、家庭的雰囲気の中で児童たちの様々な生活体験を増やしていくために、季節ごとの家庭的行事や寮単位での外出、宿泊行事を行う。特に、保護者との交流が困難な児童について、個別外出の機会を設ける。また、児童の希望を取り入れながら自主調理や出張調理を実施する。

(イ) 家庭的で安心感を与える生活環境の整備

児童子どもたちが毎日の生活を落ち着いた気持ちで過ごせるよう、生活環境の整備を行う。園内、寮内の住環境、お互いが気持ちよく過ごすための生活ルールなど、ものを大切にする気持ち、人を思いやる心が育まれるよう、児童たちの意見も踏まえながら環境整備に取り組んでいく。

(ウ) 自主調理・出張調理

自主調理	年120回	各寮20回×6寮
出張調理	年18回	各寮3回×6寮

<参 考 令和7年3月1日現在>

入所児童に占める個室利用児童 の人数（割合）	全35人中24人、68.6%
---------------------------	----------------

（2）アクション② 高い専門性を発揮できる職員の育成

ア OJT推進体制の強化

中堅職員における職務意欲とその能力向上を図るため、研修の受講を進めるとともに、横のつながりを強化し、OJTの更なる活性化・定着化を進める。経験の浅い職員にも、担当業務を広げたり、より難しい業務を経験させたりして、育成を進める。

また、新任職員には新任職員育成担当者（チューター）を配置し、相互の能力開発・意識の向上を図るほか、チューター間の横の連携も強化する。また、採用一年目と二年目の職員に対して、「育成シート」を用いて、振り返りを行う等、OJTの一層の充実を図る。

イ 計画的・効果的な研修の実施

園内の研修体系を整備し、職員一人一人の意欲、能力を踏まえ、新任・中堅など経験年数に応じた研修を行う。新任職員層においては、フォローアップ研修の機会を増やし、年間を通じたフォロー体制をとっていく。

特別な支援が必要な児童の増加等の課題に対応するため、園内での課題研修や外部研修への派遣を計画的に実施し、高い専門性を発揮できる職員の育成を図っていく。さらに、外部専門家による支援技術向上に向けた研修や困難事例検討会、他施設の見学等、実践的な学びの機会も取り入れていく。

研修受講後は、そこでの知識、技術等を参考とし、職員一人一人が日常の支援内容を振り返り、実効性あるサービス提供、支援の質の向上を目指していく。

研修内容	対象者	実施時期
新任職員研修	採用1年目	年3回
養護課題研修	全職員	年2回
困難事例検討会	担当職員	年5回

ウ 外部専門家、外部医師等との連携

発達障害や医療的ケアが必要な児童の増加に対応するため、受診医療機関（精神科等）との連携強化を図る。また、臨床心理士等、外部の専門家によるケース検討会を実施し、サービス向上を図る。

さらに、地域の医療機関の専門分野等を把握して、児童の特性に応じた医療機関の受診を行い、適切な服薬管理を行うなど、医療的支援の充実を図る。

(3) アクション③ 質の高い人材の確保・定着

ア 質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団事務局で実施する人材確保の取組と連携し、施設見学の受入れを行い、職員採用につなげる。また、養成学校への働きかけを継続し、質の高い人材の早期確保を図る。

イ 職員の離職防止の取組

離職防止の観点から、職員同士のチームワーク力を高め、支援困難な課題に対しても、円滑な役割分担の中で、相互に支援力を高め合える職員集団を目指す。

(4) アクション④ セーフティネットの役割を担うための環境・体制整備

寮の職員数が4名になったことを受け、情緒・行動上の課題を抱えるなど支援の困難な児童を多数受け入れる役割をより一層担うよう努める。また、社会環境の変化に対応し、施設卒園後の安定した自立生活の維持に向けた支援の重要性が増しており、必要な時期から一貫した自立に向けた支援の充実に取り組む。

(5) アクション⑤ 蓄積してきた支援技術を活用し、東京の福祉人材の育成に貢献

保育士養成課程等の実習生や大学生等の見学者を積極的に受け入れ、将来を担う福祉人材の育成に努めていく。

事 項	実人数／延人数	内 訳
保育士等実習生の受入れ	22人／290人	保育士養成校
施設見学	20人／20人	教育機関等

3 施設機能の活用と地域共生の推進

(1) アクション① 地域における子育て家庭等を支援

地域に対する子育て支援を目的に、片瀬地区青少年育成協力会、小中学校PTA、片瀬公民館と共催で「子育て講演会」を実施する。

子育てに関する公開講座等の実施	対象者	実施回数	利用者数
子育て講演会	片瀬地区の方々	1回	40人

(2) アクション③ 地域との共生を目指す取組

ア 地域における公益的な取組

地元町会と連携し、学園を会場にお楽しみ会を実施し、イベントを共に楽しむことにより、地域の児童や高齢者との交流を促進する。

また、園所在市内の法人が会員となる市地域公益事業推進法人協議会に参画し、地域の福祉課題の解決に協力していく。取組の一環として、地域からの相談を受ける「なんでも相談窓口」を開設し、地域サービスに繋げる取組を行っている。

イ 多様な主体との連携

児童たちにより良い養育環境を提供できるよう、地域の方々や地域クラブのほか児童の育成に関わる団体等との連携、協力関係の維持・強化を進める。学習指導をはじめ就労体験や自立支援に関する講座など様々な分野で、ボランティアやNPO法人等の協力を得て児童支援の充実を図る。地域の関係する代表者と学園の運営に係る意見交換を行う「学園協議員会」、児童が通う小学校・中学校との連絡会等を開催し、連携を強化する。

また、広報紙の発行、ホームページの更新を定期的に行い、学園情報を発信し理解促進に努めていく。

事 項	延人数	内 容
学習支援	50人	ボランティア学習会他
余暇活動	60人	音楽、絵画、習字、遊戯、英会話 他
園行事等	20人	キャンプ、しおかぜまつり 他

ウ 地域との連携・協力関係の強化

地域の方々、青少年育成協力会、民生・児童委員やボランティアの協力を得て、園祭「しおかぜまつり」を開催し、地域交流を推進する。また、町内会等地域の団体が実施する防犯パトロールや地区祭礼に積極的に参加するとともに

に、小学校の「おはようボランティア」に登録し、通学路における児童への声かけ・見守りを行う。遊戯室等施設設備の貸し出しや、地元町内会との災害時の対応に関する協定の継続、地域の環境美化活動参加など、地域貢献に努める。

内 容	実施回数・対象者・参加者数等
しおかぜまつり	片瀬地区の方々他・11月・200人
施設開放	町内会、子ども会等 年100人
地域防犯パトロール	年10回
小学校「おはようボランティア」	各学期中毎週1回

エ 災害対策における地域との連携

地元自治体の諸計画に合わせた事業継続計画（BCP）整備を継続するとともに、地区防災訓練に参加するなどし、地域との連携強化を図っていく。

事 項	実施回数等	内容等
市計画に基づく訓練	1回	市要配慮者利用施設避難確保計画に基づく避難訓練

4 運営体制の強化と経営の透明性

（1）アクション② 経営の健全化のための財源の確保

限られた人材・予算の中でサービスの質の確保と向上が図れるよう、効率的な会議運営や業務改善に努める。物品等購入にあたっては、契約方法・内容を精査するなど経費節減に努めるとともに、節電や節水等による環境負荷の軽減に努める。

（2）アクション③ DXの推進による利用者等サービスの向上と業務環境の改善

ア オンラインに対応した業務環境整備

オンライン会議や研修受講等について、一層円滑に活用できるよう、引き続き環境の充実を図っていく。

イ 手続きのデジタル化の推進

「はんこレス」や「ペーパーレス」など、手続きデジタル化の取組を推進し、引続き業務環境の改善を図っていく。

(3) アクション④ 魅力とやりがいにあふれ、働きやすい職場環境の実現

計画的な年次有給休暇取得や残業を減らす取組を促進する等、ライフ・ワーク・バランスを推進する。

全体討議やケース会議、グループワークを含む研修等、意見交換の機会を有効に活用し、離職防止の観点からも職場内のコミュニケーションの活性化、風通しのよい職場づくりを推進する。

事業団全体で取り組んでいるICT環境整備に合わせて、ICT化を進めていく。また、現状の業務を常にチェックし、効率的な業務環境となるように工夫を行っていく。

(4) アクションIV-⑤ コンプライアンスの推進と経営の透明性の確保

コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員一人一人のコンプライアンスの強化・向上を図る。

事業団「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティ対策基準」を遵守するとともに、「片瀬学園個人情報保護方針」に基づき、個人情報の適正な管理を徹底する。

また、児童福祉関係法令を中心に、関連する法令、法人内、園内で定められている関係規則等を遵守し、円滑な事業運営、事故防止に努めていく。

施設全体のガバナンス強化のために、研修等を通じて職員にコンプライアンス意識の浸透を図っていく。

コンプライアンス研修受講率	100%
---------------	------